

指 名 停 止 等 一 覧 表

(期間 令和6年10月1日～令和7年3月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
株式会社遠藤組	北海道常呂郡置戸町字置戸255番地の22	令和7年3月6日	令和7年4月5日	1ヶ月	工事要領別表第1第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係事故)	株式会社遠藤組が網走中部森林管理署から受注した造林事業請負契約において、令和7年1月8日、チェーンソーでトドマツの伐倒作業をしていた作業員が、裂けたシラカバの下敷きになる死傷事故が発生した。この労働災害について北見労働基準監督署は、労働安全衛生法第21条第1項及び第66条の4の違反があったとして、当該事業者に対し是正勧告書を交付した。
ポリマー工業株式会社	北海道旭川市3条通16丁目2127番地の2	令和7年3月19日	令和7年6月18日	3ヶ月	工事要領別表第2第16号(不正又は不誠実な行為)及び物役要領別表第13号(不正又は不誠実な行為)	令和6年5月20日付けで契約した「根釧西部森林管理署鶴居森林事務所新築工事」において、発注者に虚偽の進捗報告を行い、必要な確認を受けないまま工事を進めたこと、また、再三に渡り施工計画、各種承諾願などの報告すべき書類の提出を遅滞させた。

注：該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。